



中日和平友好條約締結紀念切手、1978年中國發行



中日和平友好條約締結十周年紀念切手、1988年日本發行

福田赴夫 Ⅱ「明治三十八年一月十四日―（一九〇五―）昭和帝大卒。群馬県生れ。東京大蔵省に入り、主計局長のとき昭電疑獄で逮捕、退官（無罪）。昭和二十七年（一九五二）衆議院議員（当選十四回）。岸派に属し、三十三年党政調会長、三十四年党幹事長、農相。池田内閣の所得倍増政策を批判し三十七年党風刷新連盟を結成。佐藤内閣を田中角栄と共に支え、党幹事長、蔵相、外相などを歴任。プリンスといわれたが、田中角栄に総裁選で敗れる。三木（武夫）おろしにより五十二年首相就任。しかし五十二年総裁予備選で大角連合（大平・田中連合）に敗れ退陣した。」（新潮辞典編集部編『新潮日本人名辞典』新潮社、一九九二年三月）

園田直 Ⅱ「大正二年十二月十一日―昭和五十九年四月二日（一九二八―八四）戦後の政治家。熊本県生れ。天草中学卒。天草の村長を経て、昭和二十二年民主党から衆議院議員（当選十五回）。二十四年労働党代議士松谷天光と恋愛、白亜の恋と騒がれ、結婚。四十二年第二次佐

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

一九七八年、昭和五十二年八月十二日 北京で署名調印。

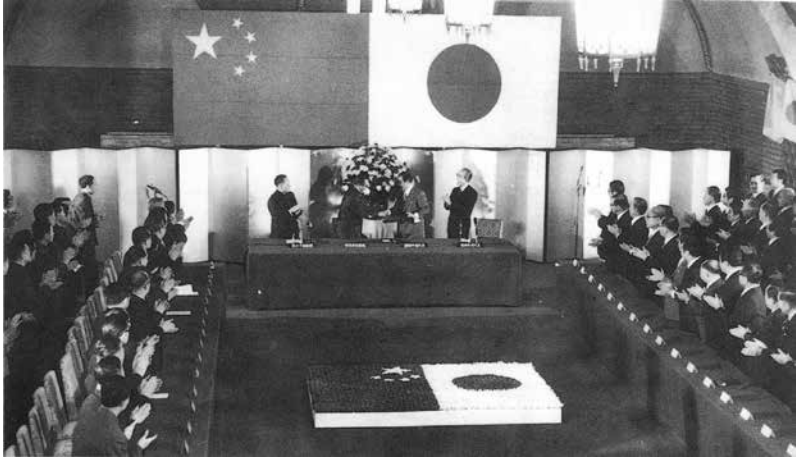
同年十月二十三日 東京で批准書交換・発効。

【解説】この「平和友好条約」は一九七二年、昭和四十七年の日中共同声明で約束されながら、六年余を経てようやく締結された。内容的には「共同声明」の基本精神とさしてかわらないが、第二条で覇権反対をうたっているのは、当時ソ連と対立していた中国の要請によるものである。覇権反対をうたうことに日本は賛成ではなく、条約の締結は難行した。停顿状況を打開したのは園田直だった。かれが推進しなければ、もつと時間がかかったろう。

これについては、つぎのような評価がある。

「〔福田赴夫内閣〕の最大の業績は、田中政権〔田中角栄内閣〕の日中国交正常化に次ぐ「日中平和友好条約」の締結であろう。三木前政権〔三木武夫内閣〕以来の課題だったが、中国は反ソ連をねらう反覇権条項を条約本文に明記することを要求、日本側はソ連への刺戟（しげき）を避けようと消極的だった。交渉は長引き、日本国内にもかなりの異論があった。

五十二年十一月の内閣改造で日中積極論者の園田直が外相に就任、半年にわたる曲折のうえ、五十三年八月に訪中して一気に交渉を妥結させた。新条約は、第二条で日中両国が覇権



を求めないと述べたうえで、「……覇権を確立しようとする他のいかなる国または国の集団による試みも反対することを表明する」と中国側の要求の反覇権を明示した。しかしその一方で、第四条では「この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない」と第三国条項を入れて、ソ連など第三国への日本側の配慮と主張を貫いている。」(内田健三「戦後宰相論」『京都新聞』一九九二年、平成四年十一月四日〔共同通信配信〕)

日本国及び中華人民共和国は、

一九七二年九月二十九日に北京で日本国政府及び中華人民共和国政府が共同声明を發出して以来、両国政府及び両国民の間の友好関係が新しい基礎の上に大きな発展を遂げていることを満足の意をもって回顧し、

前記の共同声明が両国間の平和友好関係の基礎となるものであること及び前記の共同声明に示された諸原則が厳格に遵守じゆんしゆされるべきことを確認し、

国際連合憲章の原則が十分に尊重されるべきことを確認し、アジア及び世界の平和及び安定に寄与することを希望し、

藤内閣厚相。水俣病・イタイイタイ病を公害病に認定。河野派から一時園田派を結成。五十一年福田内閣官房長官。五十二年外相となり、翌年日中平和友好条約を締結。(新潮日本人名辞典) 覇権Ⅱ「独占的支配権。ヘゲモニー(国際関係)」。愛知大学中日大辞典編纂処編『中日大辞典』増訂版。legation 一九七八年制定の「中華人民共和国憲法」には、以下のようにうたわれている。「国際関係において、われわれは相互に主権と領土の保全を尊重し、相互に侵犯せず、相互に内政に干渉せず、平等互恵、平和共存する五原則の基礎のうえに、各国との関係を樹立し発展させる。わが国は永遠に覇権を称えず、永遠に超大国にならない。われわれはプロレタリア国際主義を堅持し、三つの世界の理論にたらし全世界のプロレタリア階級、被抑圧人民、被抑圧民族との団結を強化し、社会主義諸国との団結を強化し、第三世界諸国との団結を強化し、社会帝国主義、帝国主義超大国の侵略、顛覆、干渉、支配、侮辱をうけているすべての国と連合

両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約を締結することに決定し、このため次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

日本国 外務大臣 園田 直

中華人民共和国 外交部長 黄 華

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

一、両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。

二、両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

第二条

両締約国は、そのいづれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいづれの地域においても覇権を求めるときではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対することを表明する。

第三条

して、もつとも広大な国際統一戦線を結成し、超大国の覇権主義に反対し、新たな世界大戦に反対し、人類の進歩と解放事業のために奮闘する。」(竹内実編訳『中華人民共和国憲法集』蒼社 一九九一年六月)

批准Ⅱ「条約に対する」国家の最終的確認・確認的同意をいう。すなわち、署名によって内容の確定した条約を国家の元首が審査し、国家として最終的に確認し、確定的に同意を与えることである。現行憲法では内閣が行い、批准書を天皇が確認する。条約は原則として批准を必要とする。

〔中略〕署名によって条約は内容的に確定されるが、批准は条約そのものを少なくともその国家に対しては完全に確定し、その後条約を変更し、拒絶することができない。署名後でも、批准前は批准をしないことよって条約を不成立に終わらせることができる。なお、条約の効力発生には批准交換(又は批准寄託)を必要とする。(以下略)〔我妻栄編『新版新法律辞書』有斐閣 昭和四十二年九月)

両締約国は、善隣友好の精神に基づき、かつ、平等及び互恵並びに内政に対する相互不干渉の原則に従い、両国間の経済関係及び文化関係の一層の発展並びに両国民の交流の促進のために努力する。

第四条

この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。

第五条

一、この条約は、批准されるものとし、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。この条約は、十年間効力を有するものとし、その後は、二の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。

二、いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の満了の際又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

一九七八年八月十二日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語による本書二通を作成した。

日本国のために

園田 直(署名)

中華人民共和国のために

黄 華(署名)

(出所Ⅱ外務省アジア局中国課)

黄華¹ 一九一三年生まれ。原籍は直隸省（現在は河北省）磁県。三六年燕京大学で学ぶ。三五年一・九運動に参加し、翌三六年中国共産党に入党。同三六年北平学生連合会党組書記、同三六年中国労働紅軍總部で通訳を務める。

三七年中国共産党中央組織部幹部科幹事（一三八）、三八年西北青年救国会組織部部长（一四二）、四一年から中共中央長江局青年委員、全国学生連合会党組書記、延安青年幹部学校教育長、中国共産党中央海外工作委員会秘書（一四四）を歴任し、四四年から中国共産党中央外事組科長（一四六）を兼任。四六年から北平軍事調処執行部中国共産党代表秘書兼中国共産党側報道処長、中国共産党中央青年工作委員会委員、新民主主義青年団中央委員を歴任。

建国後は、天津軍事管制委員会外事処処長、中国共産党南京市委員会委員・同軍事管制委員会外事処処長、中国共産党上海市委員会委員・同軍事管制委員会外事処処長（一五三）

日本国和中華人民共和国和平友好条約

日本国和中華人民共和国滿意地回顧了自一九七二年九月二十九日日本国政府和中華人民共和国政府在北京發表聯合声明以來、两国政府和两国人民之間的友好關係在新的基礎上獲得很大的發展；確認上述聯合声明是两国間和平友好關係的基礎、聯合声明所表明的各項原則应予嚴格遵守；確認聯合國憲章的原則应予充分尊重；希望对亞洲和世界的和平与安定作出貢獻；為了鞏固和發展两国間的和平友好關係；決定締結和平友好条約，為此各自委派全權代表如下：

日本国委派外務大臣園田直；

中華人民共和国委派外交部長黄華。

双方全權代表互相校閱全權証書，認為妥善後，達成協議如下：

第一条

一、締約双方应在互相尊重主權和領土完整、互不侵犯、互不干涉内政、平等互利、和平共処各項原則的基礎上，發展两国間持久的和平友好關係。

を歴任。五三年から朝鮮停戦政治交渉中国側代表、國務院外務部欧州・アフリカ司司长を務め、ジュネーブ会議およびバンドン會議参加中国代表団の政治顧問を担当。六〇年以降、ガーナ、エジプト、カナダ駐在大使を歴任。七一年中央三人小組メンバーとして米ヘンリー・キッシンジャー氏との交渉を担当。七一年から国連常駐代表（七六）、七六年外交部部長（八二）、八〇年國務院副總理（八二）、八二年國務委員（八三）を歴任。八三年第六期全国人民代表大會常務委員會副委員長、八七年中国共産党中央顧問委員會常務委員會委員に選出。中国共産党第十一、十二期中央委員。第十三回全國代表大會代表。」
〔三菱総合研究所編『中国情報人物辞典』〕

二、根据上述各項原則和聯合國憲章的原則，締約双方確認，在相互關係中，用和平手段解決一切爭端，而不訴諸武力和武力威脅。

第二條

締約双方表明，任何一方都不应在亞洲和太平洋地区或其他任何地区謀求霸權，併反對任何其他國家或國家集團建立這種霸權的努力。

第三條

締約双方將本着睦隣友好的精神，按照平等互利和互不干涉內政的原則，為進一步發展兩國之間的經濟關係和文化關係，促進兩國人民的往來而努力。

第四條

本條約不影響締約各方同第三國關係的立場。

第五條

一、本條約須經批准，自在東京交換批准書之日起生效。本條約有效期為十年。十年以後，在根据本條約第二款的規定宣布終止以前，將繼續有效。

二、締約任何一方在最初十年期滿時或在其後的任何時候，可以在一年以前，以書面預先通知締約另一方，終止本條約。

双方全權代表在本條約上簽字蓋章，以昭信守。

本條約於一九七八年八月十二日在北京簽訂，共兩份，每份都用日文和中文写成，兩種文本具有同等効力。

日本国全權代表

中華人民共和國全權代表

園田 直

(出所 外務省アジア局中国課)

黄 華

昭和天皇Ⅱ「一九〇一〜八九（明治三十四〜昭和六十四）在位一九二六〜八九。大正天皇の第一皇子、母は皇后九条節子。東京生まれ。名は裕仁、幼名は迪宮。一九一六年（大正五）立太子礼を行う。二二年三月から九月までヨーロッパを旅行し、大正天皇の病氣により、帰国後の同年十一月摂政となる。二四年一月久邇宮良子女王と結婚。二六年十二月大正天皇の死により践祚、昭和と改元し、二八年（昭和三）十一月即位礼を行う。二九年七月張作霖爆殺事件の処置に不満で田中

昭和天皇と鄧小平との談話

一九七八年、昭和五十三年十月二十三日。

【解説】東京での日中平和友好条約の批准書の交換式のために鄧小平第一副総理が来日した（十月二十二〜二十九日）。交換式は一九七八年、昭和五十三年十月二十三日午前十時半から首相官邸で、福田赳夫首相と鄧小平副総理が出席しておこなわれ、即日、同条約は発効した。交換式のと、正午すぎに鄧小平は皇居を訪問して天皇・皇后両陛下に会見し、天皇主催の午餐会にのぞんだ。以下の天皇と鄧小平との談話は、そのときのものである。

ただし、談話内容についての報道は、日本の新聞と新華社とは異なり、天皇の発言と鄧小平の発言の順序がいかわわっていた。当時、編者はこの相違に気づき、新華社の報道する順序がほんらいの順序であろうと、つぎのようにのべた。

日本側の発表（同席した湯川盛夫式部官長による会見内容の概略）によると、天皇がまず、「忙しいところ、わざわざ来てもらってありがとうございます。とくに、今日は平和友好条約の批准書交換がすんで、たいへん喜ばしくおもいます」と歓迎のあいさつをし、これに鄧小平が、

義一首相を叱責し、内閣総辞職に追いこむ。三一年滿洲事変開始以後は十四年間にわたり、大元帥として戦争指導にあたった。三六年二・二六事件がおこると、軍首脳の生ぬるい態度を怒り、反乱軍の討伐を督促した。四一年四度にわたる御前会議で対米英開戦を決定し、原爆投下とソ連参戦により、四五年御前会議で天皇の地位不変を条件にポツダム宣言受諾を決断した。戦後アメリカの政策的判断で戦犯として追訴されることを免れた。四六年一月人間宣言を行い、四七年五月施行の憲法で天皇の地位は元首から象徴にかわった。七一年ヨーロッパを、七五年アメリカを訪問。七十六年在位五十年、八十六年在位最長記録をつくった。八八年九月重態におちいり、八九年一月死去。この間国内に自粛ムードがひろがるとともに戦争責任論もたかわれた。墓地は東京都八王子市武蔵野陵。」

〔三省堂編修所編『コンサイス 日本人名事典』改訂版 三省堂 一九九〇年四月〕

「今度の条約は想像以上に、たいへん意義深いものです。過ぎ去ったものは過去のものとして、前向きに今後、両国の平和関係を建設したいものとおもいます」

これをうけて、天皇が、「両国の長い歴史のあいだには、一時、不幸な出来事もありましたが、それはお話のように過去のものとして終わって、これからは長く平和な関係で両国の親善をすすめて欲しいとおもいます」

鄧小平が、「まったく陛下のおっしゃるとおりで、同感でございます」というように話がかわされた（『毎日新聞』十月二十四日）

右の会話の鄧小平の発言の主要な部分を、中国側の発表（新華社、東京二十三日電）によって訳出すると、つぎのとおりであるが、すでに報道されたように、日本側の発表とは逆になって、天皇の「不幸な出来事」をうけた発言になっている。

「われわれもこの条約は深遠な意義をもっていると考えております。過去のできごととは、すでに過ぎ去りました。今後、われわれは前むきの態度で両国の平和な関係を樹立しなければなりません。この条約は、いままでの両国関係の政治的総括であり、また一歩すすめて両国の関係を発展させる新しい出発点であります。この条約は、われわれ両国が子々孫々まで友好的でありつづけることにとって重要な意義があるばかりでなく、アジア、および太平洋地域の平和安定に重要な意義があり、世界平和にも重要な意義があります」（二十三日、宮中における天皇・皇后との会見のさい）

中国側が、右の発言を天皇のあとにいたしたのは、やはり、天皇が、「日中両国には長い友好的な歴史があり、一時は不幸なできごとがありました、すでに過ぎ去りました」（新華社に



右から鄧小平、皇后陛下、卓琳夫人、
天皇陛下

よる）とのべたのに答えたとするほうが、前後照応すると考えたからではないかとおもう。

鄧小平のこの発言は、すこぶる寛容なものである。もし、かりに鄧小平がさきにこれを発言して、天皇の「不幸なできごと」という予定になかった発言をひきだしたのだとしたら、かれの人柄というか、演技力というか、人間的力量はなかなかのものだとおもう。

天皇のこの発言は不徹底であり、歴史的事実に照応していないという非難が、日本の一部にあるが、事前の打ち合わせでは言及しないはずだった（とおもう）。そうだとすると、天皇が言及したことは画期的であり、やはり日中関係のためによかったとおもうのである。中国は、「平和友好条約」の締結を求め、鄧小平は、その批准書の交換のために来日したが、天皇のこの発言は予想外だったのである。

「今回、わたしたちは天皇、皇后両陛下に丁寧なご歓待をうけたことに感謝する。天皇との会見は午餐をいれて二時間、短くはなかった。お互いに過去について話した。しかし、天皇が過去より未来に眼をむけていることに、わたしたちは注目した。天皇は条約調印に関心をよせていた。この点、わたしたちはひじょうに満足している」（前出・日本記者クラブにおける記者会見で）

尖閣諸島の問題についても、かれは明快にことばを分けてみせた。

このような鄧小平の態度に、非難がないわけではない。

アメリカには、尖閣諸島（かれらの名称では、釣魚島）を日本に売りわたしたと攻撃し、四人組を支持するものがあるようである。かれらは、「アメリカ革命共産党」を名乗っているらしい。

鄧小平Ⅱ「一九〇四年に生まれる。原籍は四川省広安県。夫人は卓琳。長男は鄧樸方（中国残疾人連合会理事長、中国残疾人福利基金会理事長、「三月風」主編）。次男は鄧質方（中信技術総公司副經理）。長女は鄧林（画家、中国東方美術交流学会会長）。次女は鄧楠（国家科学技術委副主任）。三女は鄧榕。

一九二〇年フランスに勤工儉学。二二年在欧州中国少年共産党（のち中国社会主义青年団在欧州支部と改称）に加入。二四年中国共産党に入党。二六年ソ連モスクワ中山大学に学ぶ。二六年末帰国して、西安国民連合軍中山軍事学校政治処処長、二七年中共中央秘書長を務める。

二月九年十二月張雲逸・韋拔群・李明瑞らと広西で百色蜂起、三〇年二月龍州蜂起を指導する。中国労働軍第七、八軍を創設し、第七、八軍政治委員を務め、右江と左江の根拠地を開く。

三一年中央根拠地に行き中共瑞金県委員会書記、会昌中

香港の北京系新聞『新晚報』は、それを紹介し、日本の園田外相の談話によれば、鄧小平は、この問題は二、三〇年後に解決すればよいと語ったが、しかし日本領土であることは承認しなかつた、といっている。承認しなかつた以上、どうして売りわたすことができるのか——と反駁している。

しかし、かれは得意即妙の話術をもって、この問題を回避したのである。

「尖閣諸島は、われわれは釣魚島という。名前、呼び方がちがうのだから、たしかにこの点については双方に違いがあった見方がある。こういう問題は、一時タナあげしてかわまない。われわれのこの話し合いはまとまらないが、次の世代はわれわれより、もっと知恵があるう」（前記・日本記者クラブにおける記者会見での質問に答えて）

（以上、竹内実「鄧小平訪日語録の研究」『文芸春秋』一九七九年、昭和五十四年一月号。『友好は易く理解は難し』所収、サイマル出版会、一九八〇年一月）

さいさんになって、天皇と鄧小平の会見にたちあつた関係者が当時の事情について記した記録があきらかにされたので、以下では、それらを併載した。

左の（一）（二）は当時の報道。（三）はそれから九年のちの訂正報道、（四）は当時未発表の記録である。

- （一） 人民日報報道（新華社による）
- （二） 朝日新聞報道
- （三） 毎日新聞報道

心県委員会書記、江西省委員会宣伝部部長を歴任。三三年毛沢東の主張を擁護したため失脚する。のち中央軍事委員会総政治部の工作をし、「紅星報」編集長を務める。三四年十月長征に参加し、中共中央秘書長を務める。三五年一月遵義で開かれた中央政治局擴大会議に参加。

抗日戦争期は、八路軍総政治部副主任、第一二九師団政治委員、中共中央太行分局書記、中共中央北方局書記代理を務める。劉伯承と太行・太岳・冀南等の根拠地の創設を指導する。四五年中共第七期中央委員に選出。

解放戦争期は、晋冀魯豫野戦軍・中原野戦軍・第二野戦軍政治委員、中共晋冀魯豫中央局第一書記、中共中央中原局第一書記、華東局第一書記を歴任。四七年劉伯承と黄河を渡河し、中原に進駐する。四八年淮海戦、長江渡河戦役中に総前線委員会書記を務め、劉伯承・陳毅らと中原野戦軍、華東野戦軍を統率し、国民党政府統治の中心である南京・華

(四) 入江相政日記

鄧小平の来日は一九七八年、昭和五十三年十月二十二～二十九日。当時の肩書は、國務院第一副総理、中共中央政治局常務委員、中共中央副主席、中共中央軍事委員会副主席、人民解放軍総參謀長。

当時、中国共産党主席は華国鋒^{ホワクワン}であった。党主席として、中央軍事委員会主席を兼ね、さらに國務院総理でもあった。しかし、鄧小平は、滞在中、「華国鋒主席の代理として日本にきました」といった言葉を日本の報道陣にたいしては一度も発しなかった。

華国鋒はのち國務院総理を辞任（一九八〇年六月）、さらに党主席、中央軍事委主席を辞任（一九八二年六月）、かろうじて中央委員の末席に選出された（一九八二年九月）。

鄧小平はこの二カ月あとの中共第十三期第三回中央委員会全体会議で実権を掌握、事実上の中国最高指導者となり、中国の改革・開放路線を定着させた。

東各省を解放する。のち西南に進軍し、第一野戦軍とともに西南各省を解放する。

建国後は、中共中央西南局第一書記、西南軍政委員会副主席、西南軍区政治委員、五年政務院副総理を務める。五四年国務院副総理、中共中央秘書長、国防委員会副主席に任命。五五年中共七期五中全会で中央政治局委員に補選。五六年中共八期一中全会で中央委員会総書記、中央政治局常務委員に選出。六六年「文化大革命」開始後、一切の職務を失う。

七三年副総理の職務に復帰する。七五年中共第十期一中全会で中共中央副主席、中央政治局常務委員に選出。また中央軍事委員会副主席、解放軍総参謀長に任命。周恩来が病が重くなつて以後は党と政府の日常工作を執行し、各方面の工作の整頓をして「江青反革命集団」と闘争したが、七六年再び一切の職務を取り消される。

七七年七月党、政府・軍のものと職務を回復する。同七八年八月中共十一期一中全会で中

(一) 人民日報報道

【新華社東京十月二十三日電】日本の天皇裕仁と皇后良子は、本日正午、皇居で、鄧小平副総理と夫人卓琳^{ヂェンリン}を接見し、友好的な談話をかわした。

天皇陛下は鄧小平副総理に來訪歓迎の意をあらわし、鄧小平副総理はこれに感謝した。

鄧小平副総理は、中国人民代表大會常務委員会委員長葉劍英^{イェチエンイン}、國務院総理華国鋒^{ホワグオフエン}の天皇陛下への挨拶をつたえると、天皇陛下はこれに感謝の意をあらわした。

会見中に天皇陛下は、つぎのようにいった。

「日中両国には長い友好的な歴史があり、一時は不幸なできごとがありました。すでに過ぎ去りました」

天皇陛下は、日中平和友好条約の批准書の交換がすんで大変喜ばしくおもい、これを大層ふかい意味をもっているものと認めた。かれは、これから両国の親善がふかまり、長期にわたる平和がつづくことを、希望した。

鄧小平副総理は、以下のようにのべた。

「われわれもこの条約は深遠な意義をもっていると考えております。過去のできごとは、すでに過ぎ去りました。今後、われわれは前むきの態度で両国の平和な関係を樹立しなければなりません。この条約は、いままでの両国関係の政治的総括であり、また一歩す

中央軍事委員副主席に任命。七八年第五期全国政治協商會議主席に選出。同年中共第十一期三中全会で提起した「思想解放、实事求是、團結一致して前進」が全党の工作指導方針とされ、党の工作の重点が社会主義の現代化した強国の建設に転換。七九年「社会主義の道、人民民主主義專政、共産党の指導、マルクス・レーニン主義毛沢東思想の堅持」（四つの堅持）の基本原則を提起する。八一年中共十一期六中全会で主宰・起草した「建国以来の党の若干の歴史問題についての決議」が採択される。八二年中共第十二回全国代表大会で、マルクス主義の普遍的真理と中国の具体的實際を結合して中国の特色を持った社会主義を建設する論点をはっきりさせる。同八二年中共第十二期一中全会で中央政治局常務委員、中央顧問委員会主任・同常務委員に選出。八一年中共中央軍事委員会主席に任命。八三年、八四年連続して中華人民共和國中央軍事委員会主席に選出。

すめて両国の關係を發展させる新しい出発点であります。この条約は、われわれ両国が子々孫々まで友好的でありつづけることにとって重要な意義があるばかりでなく、アジア、および太平洋地域の平和安定に重要な意義があり、世界平和にも重要な意義があります」

会見のあと天皇陛下は、宮中午餐会に鄧小平副総理と夫人卓琳を招待した。

中国側の宴会参加者のなかには、廖承志副委員長と夫人経普楛、黄華外交部長と夫人何理良、韓念龍外交部副部长と夫人王珍、中国駐日本大使符浩と夫人焦玲、國務院弁公室副主任李力殷などがいた。

日本側参加者のなかには、皇太子明仁と皇妃美智子、常陸宮と皇妃華子、福田首相と夫人三枝、衆議院議長保利茂、参議院議長安井謙、園田外相と夫人天光光、安倍内閣官房長官、岡原昌男最高裁判所長官などがいた。

〔出所〕『人民日報』一九七八年十月二十四日

(二) 朝日新聞報道

会見は午後零時十分から約二十五分間、宮殿・竹の間で、天皇、皇后両陛下と鄧副首相、卓琳夫人との間で行われ、湯川宮内庁式部官長、符浩駐日中国大使らが同席した。鄧副首相を迎えて、天皇は「よくいらっしやいました。お目にかかれてうれしく思いま

八二年宋慶齡基金名譽主席に選出。八四年「一つの国家に二つの制度」の構想を提出し、中国政府はこの構想に照らして香港・マカオの返還問題を解決する。八九年十一月中共中央軍事委員会主席、九〇年四月国家中央軍事委員会主席を辞任。

著書…「鄧小平文選」「中国の特色をもつ社会主義を建設しよう」など。(三菱総合研究所編『中国情報人物事典』)

す」と手を差し出して固い握手を交わされ、鄧副首相も「お招きを感謝します」とにこやかに来日のあいさつをした。日中両国に長く続いた不幸な時代に終わりを告げるような歴史的な瞬間だった。

ついで天皇は、皇后を鄧夫妻に紹介、天皇と鄧副首相は向かい合った。皇后と卓琳夫人は同じひとつのソファに座って、和やかにお話が始まった。

天皇が「日中平和友好条約が結ばれたことは、両国の親善関係にとって喜ばしい。今後、さらに両国の親善が進展するよう期待しています」むねを述べられると、鄧氏も大きくうなずき、晴れやかに中日親善の見通しを語った。

記念撮影のあと贈り物を交換、鄧副首相は中国から持ってきたおみやげのししゅうのついでなど自分を自分で両陛下に説明、両陛下は鄧夫妻に菊花のご紋章入りの銀製花びん一對を贈られた。

最後に天皇は「短いご滞在ながら、日本でのご旅行を心ゆくまでお楽しみ下さい」と述べられた。

会見が終わったあと、天皇は別室で皇太子ご夫妻、常陸宮ご夫妻を鄧夫妻に紹介、鄧副首相は中国側随員を紹介した。天皇は随員の一人ひとりとも親しく握手を交わされた。

(出所) 『朝日新聞』一九七八年十月二十三日夕刊)

「過ぎ去ったことは過去のものとして前向きに両国の友好関係を建設し……」(鄧副首相)「一時、不幸な出来事もあったが、これからは長く両国の親善を……」(天皇陛下)

二十三日午後、皇居で行われた天皇陛下と鄧副首相の会見は、ともに万感の思いをこめて日中両国の歴史に触れ、友情の未来を誓い合った。

天皇陛下が「一時、不幸な出来事」と短い言葉ながら、日中関係の過去について中国の指導者に語られたのは初めてのことである。会見は終始和やかに行われ、両国の「不幸な歴史」に、文字通り終止符を打ち、友好の未来が始まることを象徴していた。

天皇陛下のこの発言は、鄧副首相が「過ぎ去ったことは過去のもの……」と述べたことに対しなされた。「両国の長い歴史の間には、一時、不幸な出来事もあったけれども」と不幸な時代に触れられた。そして「しかし、これからは両国に長く親善の歴史が続くことを期待しています」と、政治には関与しない「象徴」の立場で、日中親善への期待を述べられた。

同席の湯川宮内庁式部官長によると、会見の様子は具体的に次の通りだった。

皇后陛下とともに宮殿・竹の間で鄧副首相夫妻を待つておられた天皇陛下は、「お忙しいところをよくいらっしやいました」と握手を求められ、鄧夫妻にいすを勧められた。

まず天皇が「きょう日中平和友好条約が批准されたことを大変喜ばしく思います」と話されると、鄧副首相は「私たちも大変喜んでます。この条約は私たちの想像していた以上に深い意味を持っているかもしれません」と答えた。

さらに同副首相は言葉をついで「過ぎ去ったことは過去のものとして、今後は前向きに両国の友好関係を建設し、進めて行きたいと思えます」と述べた。

これにこたえて天皇は「両国の間には非常に長い歴史があり、その間には一時、不幸な

出来事もあったけれども（鄧副首相の）お話のように過去のこととしてこれからは長く両国の親善の歴史が進むことを期待しています」と述べられた。これに対し、鄧副首相も「まったく陛下のおっしゃる通りです」と同感の意を表したという。

会見はきわめて和やかに行われ、鄧副首相が「陛下は七十四歳の私よりも少し年上（七十七歳）のようですが、非常にお元気で……」と話しかけるなど、緊張した空気は少しも感じられなかったという。

（出所Ⅱ『朝日新聞』一九七八年十月二十四日朝刊）

（三） 毎日新聞報道

昭和天皇との会見は、皇居「竹の間」で午後零時十五分から二十分間、写真撮影、双方の贈り物の披露などもあって、二人の話は正味十二、三分だったという。

あとで、同席の湯川盛夫式部官長が明らかにした会見内容は次のようなものである。

まず昭和天皇が

「忙しいところ、わざわざ来てもらってありがとうございます。特に、今日は平和友好条約の批准書交換がすんで大変喜ばしく思います」
と述べられ、鄧小平が――。

「今度の条約は想像以上に大変意義深いものです。過ぎ去ったものは過去のものとして、

前向きに今後、両国の平和関係を建設したいと思えます」

「両国の長い歴史の間には一時、不幸な出来事もありましたが、それはお話のように過去のものとして終わって、これからは長く平和な関係で両国の親善をすすめてほしいと思えます」

「まったく陛下のおっしゃるとおりで、同感でございます」

さらに、「お元気ですね」「私は七十四歳です。陛下はもつとお年ですが、お元気ですね」などの儀礼的やりとり、とされた。

この会見について、当時、湯川式部官長は「中国側は過去のこととは言わないと言っていたのに。過去のことはほんの少し出ただけで、将来のことを話す時の枕（まくら）言葉程度の響きだ。会見は非常になごやかだった」と説明を加えている。しかし、なごやかか、という表現は必ずしも正確でないことがわかってくる。

湯川が鄧の「過去」発言にこだわるのは理由があった。事前に外務省、宮内庁、在日中国大使館の三者が話し合い、①天皇陛下と外国要人の会見は通常あいさつ程度②天皇は政治の外にある③戦争などに関し天皇が発言されると政治問題化し、日中友好関係に影響がでる——という日本側の立場を中国側は了解していたからだ。日本側はこの時も、長年の慣例に従って、簡単な「あいさつ程度」のシナリオを用意していた。

ところが、鄧が「過去」発言をしたために、それに触発されるような形で、昭和天皇の「不幸な出来事」発言がとびだしたわけで、予定にないハプニング、と湯川は言いたかったのである。天皇発言の余波を気づかっている、と映った。

しかし、実際の会見の様子は逆だったらしい。鄧小平の顔をみるなり、昭和天皇の方から

「わが国はお国に対して、数々の不都合なことをして迷惑をかけ、心から遺憾に思います。ひとえに私の責任です。こうしたことは再びあってはならないが、過去のことは過去のことで、これからの親交を続けていきましょう」

と謝罪の気持ちを含めて語りかけたという。瞬間、鄧は立ちつくしていた。一部始終をみていた入江相政待従長は、「鄧小平さんとはとたんに電気にかげられたようになって、言葉がでなかった」と、のちに何人かに話している。

しばらくして、鄧は、

「お言葉のとおり、中日の親交に尽くしていきたいと思えます」

と応じた。少なくともこの冒頭場面は、なごやか、というようなものではなく、緊迫のシーンだった。

宮中での午さん会をすませて、いったん中国大使館に戻った鄧は、大使以下を集めて「今日はびっくりした」と会見のシヨックを語ったという。

（出所 〓 『毎日新聞』一九九一年六月九日朝刊）

入江相政Ⅱ「一九〇五年六月二十九日―八五年九月二十九日。侍従長。隨筆家。東京麻布生れ。半世紀を天皇の側近にあり、エッセイを通じて天皇の語り部としても貢献。著書は『侍従とパイプ』『天皇さまの還暦』『いくたびの春』をはじめ共著の『宮中歳時記』『宮中侍従物語』など二〇冊。』
〔旺文社編『現代日本人物事典』一九八六年十一月 岸田英夫稿抄録〕

(四) 入江相政日記

九月に韓国の大統領の来日。大変結構なことなので結果も非常によく、両国の親善は一層こまやかといふよりはむしろ急にこまやかになったのだが、この前のマス・コミのうるさく陛下のお言葉に介入するやうな記事が多く、この為大いに効果をそいだ。鄧小平氏の時に、陛下が全く不意に「長い間御迷惑をかけました」と仰有り、それをうかがった鄧氏が非常に衝撃を受けたことを忘れることはできない。

〔出所Ⅱ『入江相政日記』第六卷 朝日新聞社 三九〇頁 昭和五十九年年末所感〕